

## 保護増殖事業確認・認定一覧

令和7年1月現在

種名	確認・認定者		確認・認定年月
シマフクロウ	(公財) 日本野鳥の会	認定	平成27年 2月
ライチョウ	(公財) 日本動物園水族館協会	認定	平成27年 5月
ライチョウ	東京都 (恩賜上野動物園)	確認	平成27年 5月
ライチョウ	富山市 (富山市ファミリーパーク)	確認	平成27年 5月
イヌワシ	秋田市 (大森山動物園)	確認	平成27年10月
シマフクロウ	釧路市 (釧路市動物園)	確認	平成28年 3月
タンチョウ	釧路市 (釧路市動物園 釧路市丹頂鶴自然公園 釧路市阿寒国際ツルセンター)	確認	平成28年 6月
ライチョウ	大町市 (大町山岳博物館)	確認	平成28年 6月
レブンアツモリソウ	礼文町 (礼文町高山植物培養センター)	確認	平成28年11月
オオワシ	札幌市 (札幌市円山動物園)	確認	平成29年 2月
イタセンパラ	氷見市 (イタセンパラ保護池、富山大学理学部・氷見市連携研究室 (ひみラボ水族館)、氷見市立十二町小学校)	確認	平成29年 3月
オガサワラハンミョウ	伊丹市 (伊丹市昆虫館)	確認	平成30年 3月
ツシマヤマネコ	東京都 (井の頭自然文化園)	確認	平成30年 4月
ライチョウ	石川県 (いしかわ動物園)	確認	平成30年 7月
ヤシャゲンゴロウ	福井市 (福井市自然史博物館)	確認	平成30年 7月
ヤシャゲンゴロウ	三国観光産業株式会社 (越前松島水族館)	認定	平成30年 7月
ライチョウ	那須高原リゾート開発株式会社 (那須どうぶつ王国)	認定	平成30年 7月
ヤシャゲンゴロウ	福井県 (福井県自然保護センター)	確認	平成30年10月
ライチョウ	横浜市 (横浜市繁殖センター)	確認	平成30年12月
トキ	東京都 (多摩動物公園)	確認	平成31年 3月
トキ	石川県 (いしかわ動物園)	確認	令和元年12月
シマフクロウ	根室市	確認	令和 2年 3月
オガサワラシジミ	東京都 (多摩動物公園)	確認	令和 2年 3月
イタセンパラ	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	認定	令和 2年 3月
ツシマヤマネコ	福岡市 (福岡市動物園)	確認	令和 2年10月
ツシマヤマネコ	佐世保市 (西海国立九十九島動物園)	確認	令和 2年10月
トキ	出雲市 (出雲市トキ分散飼育センター)	確認	令和 2年10月
スイゲンゼニタナゴ	芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会	認定	令和 2年11月
ライチョウ	長野市 (長野市茶臼山動物園)	確認	令和 3年 1月
ヤンバルクイナ	沖縄市 (沖縄こども未来ゾーン)	確認	令和 3年 3月
ツシマヤマネコ	横浜市 (よこはま動物園)	確認	令和 3年 4月
ツシマヤマネコ	富山市 (富山市ファミリーパーク)	確認	令和 3年 5月
アカガシラカラスバト	東京都 (恩賜上野動物園、多摩動物公園、井の頭自然文化園)	確認	令和 3年 5月
ツシマヤマネコ	沖縄市 (沖縄こども未来ゾーン)	確認	令和 3年 7月
ツシマヤマネコ	名古屋市 (東山動物園)	確認	令和 3年 9月
トキ	長岡市 (長岡市トキ分散飼育センター)	確認	令和 3年10月
トキ	国立大学法人新潟大学	認定	令和 3年11月
ツシマヤマネコ	那須高原リゾート開発株式会社 (那須どうぶつ王国)	認定	令和 4年 1月
ツシマヤマネコ	京都市 (京都市動物園)	確認	令和 4年 3月
トキ	佐渡市	確認	令和 5年 4月
ヤンバルクイナ	国頭村	確認	令和 6年 4月
アユモドキ	滋賀県 (滋賀県立琵琶湖博物館)	確認	令和 6年 7月
オガサワラカワラヒワ	東京都 (恩賜上野動物園、井の頭自然文化園)	確認	令和 6年10月
アマミノクロウサギ	大和村	確認	令和 6年10月
アカガシラカラスバト	特定非営利活動法人小笠原自然文化研究所	認定	令和 6年12月

## ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 抄

(保護増殖事業計画)

第四十五条 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長(第三項において「環境大臣等」という)は保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画定めるものとする。

2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 環境大臣等は、第一項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を官報で公示し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

(認定保護増殖事業等)

第四十六条 国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、その行う保護増殖事業であってその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適するものについて、環境大臣のその旨の確認を受けることができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適している旨の環境大臣の認定を受けることができる。

4 環境大臣は、前項の認定をしたときは、環境省で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第四十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。